

- 社会総掛かりでこれからの地域を担う子どもたちを育成
- 「地域とともにある学校づくり」と「学校を核にした地域づくり」の実現

1 地域学校協働活動と地域学校協働本部とは (p.2~5)

①地域学校協働活動

幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

②地域学校協働本部

幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動の3要素を必須としています。

③地域学校協働活動推進員

社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。従来の「地域コーディネーター」と同様の役割を果たします。

④地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの連携

地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進することにより、相乗効果を発揮し、地域づくりに資する活動と学校運営の改善が一層進んでいくことが期待されます。



2 群馬県における地域学校協働活動の意義と効果 (p.6~7)

①地域学校協働活動の必要性

「群馬の未来を担う人づくり」を着実に推進するために必要な活動です。子どもたちへの教育をめぐる課題に対して、社会総掛かりで対応することが求められています。

②地域学校協働活動がもたらす効果

<子どもたちへの期待される効果>

信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれます。

<学校や教員への期待される効果>

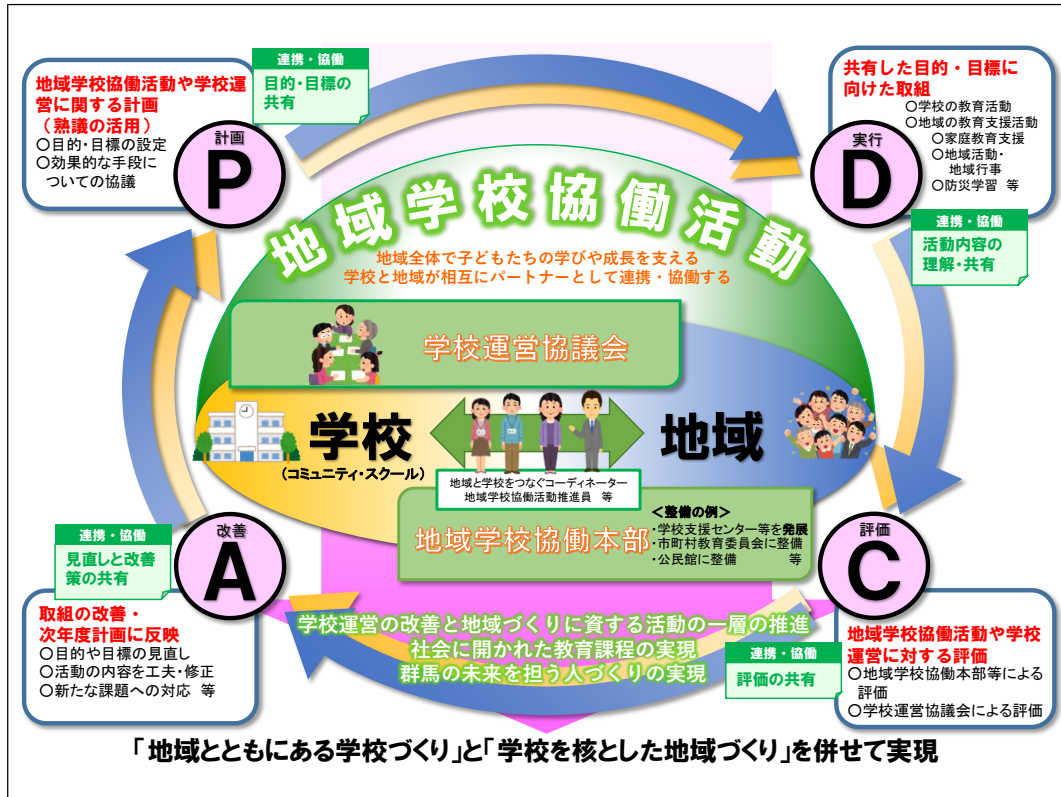
多様な人々と学校がつながりを保ちながら学ぶことのできる「社会に開かれた教育課程」を実現することができます。

<地域への期待される効果>

活動に参画する地域住民の生きがいづくりや自己実現に資するものであり、ひいては地域の教育力の向上につながります。

①群馬県が目指す地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進

地域学校協働本部と学校運営協議会がそれぞれのPDCAサイクルを回しながら、お互いが連携・協働します。



②地域学校協働本部と学校運営協議会の連携・協働のあり方

連携・協働をそれぞれのPDCAサイクルにおいて、具体的にどのように行うのかについて考え、実施していくことがポイントです。

- 計画 P** **地域学校協働活動や学校運営に関する計画**
 熟議(※)において共有した目標・ビジョンを踏まえて地域学校協働本部や学校運営協議会はそれぞれの計画を立て、互いの目的・目標を共有します。
 ※熟議...様々な立場の関係者による「熟慮」と「議論」による問題解決のための対話
- 実行 D** **共有した目的・目標に向けた取組**
 共有した目的・目標に向けて、地域学校協働活動推進員等のコーディネートにより、学校の教育活動を含めた地域学校協働活動を実施します。地域や学校の関係者が相互に見学や参観を行い、互いの活動内容の理解・共有を図ります。
- 評価 C** **地域学校協働活動や学校運営協議会に対する評価**
 地域学校協働本部は実施した活動に対する評価を、学校運営協議会は学校運営や教育課程に位置づけられた地域学校協働活動に対する評価を行い、評価結果を互いに共有します。
- 改善 A** **取組の改善・次年度計画に反映**
 地域学校協働活動や学校運営について、地域学校協働本部と学校運営協議会がそれぞれの取組の見直しと改善策を共有することで、次年度の取組へつなげます。

○地域と学校の熟議・情報共有の場の工夫

地域と学校双方向の「連携・協働」を行うためには、様々な立場の関係者が「地域でどのような子どもたちを育てていくのか」、「どのような地域を創っていくのか」というビジョンについて熟議・情報共有する場が必要となります。熟議・情報共有の場の一つとして、学校運営協議会を活用することが考えられます。

学校運営協議会

学校、家庭、地域が対等な立場で熟議・情報共有を行う場が学校運営協議会です。地教行法では、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員となり、参画することを求めています。これにより、熟議・情報共有の内容を地域学校協働活動に反映させることができます。

○地域学校協働活動推進員の委嘱

教育委員会が地域と学校をつなぐコーディネーターの中核である、地域学校協働活動推進員を委嘱します。また、人材育成のための研修会や交流会を開催していくことが有効です。

①教育委員会において、地域学校協働活動推進員に望む役割等を明確にする



②地域学校協働活動推進員設置要綱等の策定



③地域学校協働活動推進員候補者の選定



④選定された推進員候補者に役割等について説明の上、内諾を得る



⑤設置要綱に基づき、地域学校協働活動推進員を委嘱（委嘱状を渡す）



○地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動を推進するために、地域と学校が連携・協働するための仕組み（体制）である「地域学校協働本部」を整備することが有効です。

教育委員会が学校支援センター等の既存の仕組みを基盤として、地域の実情に応じて整備します。また、公民館に地域学校協働本部を整備することで、地域の多様な団体と学校が連携・協働する体制づくりが可能となります。

○学校支援センター等を発展させて本部を整備

学校支援センター（学校支援地域本部）や放課後子ども教室の運営委員会等の既存の組織の仕組みを生かし、地域学校協働本部へと発展させる。

○市町村教育委員会に本部を整備

教育委員会の職員等をコーディネーターとして配置し、地域学校協働本部を整備することで、域内の地域学校協働活動をコーディネートする。

○公民館に本部を整備

- ①公民館職員等が学校と連携して地域学校協働活動をコーディネートする。
- ②公民館を拠点として活動している団体（地域づくり協議会等）が学校と連携して地域学校協働活動を実施する。



○地域学校協働活動推進のための四つの方策

群馬県における地域学校協働活動をさらに推進するため、社会教育委員会議の答申を踏まえた四つの推進方策を示します。

方策1 公民館を核として地域と学校の連携・協働を推進する

- 公民館に地域学校協働活動の拠点を設置し、公民館のネットワーク機能を生かしたコーディネートにより、地域の多様な団体と学校が連携・協働する体制をつくる。
- 公民館を拠点として活動している団体（地域づくり協議会等）と学校が連携して地域学校協働活動を行う。

方策2 地域と学校の目標・ビジョンを共有し、個別の活動から総合化を図る

- 地域と学校が目指す目標・ビジョンについて熟議する場を設定し、そこで話し合った目標・ビジョンをお互いが共有する。
- 共有した目標・ビジョンと、それぞれ実施している地域学校協働活動のつながりをおさえ、目標・ビジョンの達成に向けたそれぞれの活動をまとまりのある活動としてとらえる。

方策3 地域と学校の連携・協働の核となる人材（推進員等）を育成する

- 地域コーディネーター、ボランティアリーダー経験者、PTA活動経験者等から連携・協働の核となる地域人材の発掘を行う。
- 教育委員会が養成講座や研修会等を開催することで、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの役割を担う地域人材を育成する。

方策4 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進を図る

- 学校運営協議会の委員に、実際に地域学校協働活動を行っている地域住民を任命することで、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの連携をより効果的に行う。
- 県独自の施策として推進してきた学校支援センターの機能を基盤として、「支援」から双方向の「連携・協働」へと発展させ、コミュニティ・スクールとの連携を行う。

地域学校協働活動ガイドブックのホームページ

http://www.pref.gunma.jp/03/x38g_00071.html



群馬県教育委員会事務局生涯学習課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL (027) 226-4666

FAX (027) 224-8780

E-mail kigakushu@pref.gunma.lg.jp